

朝日村営農支援センター あとつぎ就農者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の農業を支えてきた認定農業者の経営基盤を引継ぎ、次世代の中心的な役割を担う農業者の育成を支援するために、親元に就農した者に対して、朝日村営農支援センター（以下「支援センター」という。）が予算の範囲内であとつぎ就農者支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有し、かつ、退職、卒業又は個人事業の廃止（以下「退職等」という。）をしたものであること。
- (2) 就農支援金申請時点において60歳未満であること。
- (3) 青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。）又は農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。）の認定を受けている者であること。
- (4) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者で、朝日村における認定農業者に限る。）又は以前に認定農業者であった者（以下「あとつぎ元農業者」という。）の子又は孫（当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する者の子又は孫。以下「子等」という。）であること。子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。
- (5) 農業に従事する者が家族内に複数いる場合は、家族経営協定を締結すること。
- (6) 国、県等が実施する同様の事業による補助金、交付金等を受けていない者であること。ただし、公益社団法人長野県農業担い手育成基金が実施する親元就農者支援事業は除く。
- (7) 村へ納付すべき税金及び料金を滞納していないこと。あとつぎ元農業者及び世帯員も同様に滞納がないこと。
- (8) 朝日村暴力団排除条例（平成24年朝日村条例第5号）に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の種別は、別表に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第4条 交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、就農支援金交付後3年及び継続支援金交付後3年、村内で認定農業者として営農しなければならないものとする。

2 決定者は、前項の期間、年1回以上JA松本ハイランド指導員の指導を受けなければならない。

(支援金等の申請)

第5条 支援金の交付を申請する者は、朝日村営農支援センター運営委員長（以下「委員長」という。）に対し、あとつぎ就農者支援金交付申請書（様式第1号）に記載の添付書類を添えて提出するものとする。

2 就農支援金及び継続支援金の申請受付は、5月末日、11月末日の年2回とする。

3 農業機械類・ハウス等施設導入支援金の申請受付は、随時とする。

(支援金の申請期限)

第6条 就農支援金の申請は、退職等をした日から3年以内とする。

2 農業機械類・ハウス等施設導入支援金の申請は、就農支援金が交付された日から3年以内とする。

3 継続支援金の申請は、就農支援金が交付された日から3年を経過した日が所属する年度内とする。

(支援金等の交付決定)

第7条 委員長は、就農支援金及び継続支援金交付の決定をするに当たっては、審査会にて審査するものとする。

2 委員長は、審査会の結果により、あとつぎ就農者支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

(審査会)

第8条 審査会は委員長が主催し、必要に応じて開催する。

2 審査会は支援センター運営委員会の委員により構成され、過半数の出席により成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

3 出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(支援金等の請求)

第9条 決定者は、あとつぎ就農者支援金交付請求書（様式第4号）により、請求するものとする。

(実績報告)

第10条 決定者は、就農支援金交付後3年及び継続支援金交付後3年の間、毎年

度末にあとつぎ就農者支援事業実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

（給付の中止・取消）

第11条 決定者は、就農支援金交付後3年及び継続支援金交付後3年の間、次の事実があったときは異動等報告書（様式第6号）により速やかに委員長に報告するものとする。

- （1） 離農、法人等へ就農したとき
- （2） 村外へ転出したとき
- （3） 第2条の各号のいずれかに該当しないことになったとき
- （4） 第4条の条件を満たさないとき

2 委員長は、前項の報告又は独自の調査に基づき、審査会において交付の中止又は取消、返還命令の措置を講ずることができる。ただし、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして審査会が認めた場合は、この限りでない。

3 委員長が前項の交付の中止又は取消の措置を講ずる場合は、決定者に対してあとつぎ就農者支援金中止・取消決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（支援金等の返還）

第12条 委員長は、前条の決定により決定者またはそのあとつぎ元農業者に対して、交付した支援金の全額を返還命令書（様式第8号）により返還を求めることができるものとする。

2 決定者は、原則として返還命令書の通知された年度において一括返還しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、支援センター運営委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支援金の種別	支援金の額	要件
就農支援金	70万円	第2条に該当し、第7条の審議会において、適当であると認められたもの。
農業機械類・ハウス等施設導入支援金	50万円上限	就農支援金の交付を受けた日から3年以内。 農業生産に関わる機器及び資材でJA松本ハイランドから購入したもの。 汎用性が高いものは対象外。（トラック等） 申請は期間内1回限り。 集計は可とする。
継続支援金	30万円	就農支援金の交付を受けた日から3年が経過する日が所属する年度に達し、第7条の審議会で、営農状況が良好と認められたもの。